

一般庶務報告資料
№ 3
福祉部
平成24年7月24日

東・西生活課

## 生活保護受給者に対する後発医薬品の利用促進について

### 1 概 略

国は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資することから、医療全体で後発医薬品（いわゆる「ジェネリック医薬品」と呼ばれている。）の利用促進に総合的に取り組む仕組みを作ったところである。

しかし、生活保護受給者は、医療費に係る患者の自己負担が生じないため、コスト意識によるインセンティブが働かない等の理由により、後発医薬品の利用が医療全体と比較し低調である。

このため、国は、平成24年4月に「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」を発出し、生活保護の医療扶助についても、生活保護受給者の便益を損なわないよう配慮し、また、生活保護受給者の意思を尊重しながら、後発医薬品の更なる利用促進を図ることとした。

これを受け、葛飾区においては次の取組を行う。

### 2 区の取組

#### (1) 関係機関への協力依頼

葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会及び葛飾区薬剤師会に後発医薬品の利用促進の協力を依頼する。

#### (2) 後発医薬品の服用の促進

処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した生活保護受給者に対して、薬局等を通じて一旦服用することを促し、服用後、本人の意向を確認の上、更なる利用促進を図る。

#### (3) 生活保護受給者に対する後発医薬品利用促進の働きかけ

ケースワーカーが面接や家庭訪問する際などに、生活保護受給者に対しリーフレットを配布し、後発医薬品の利用促進の趣旨を説明のうえ、利用を促す。

#### (4) 後発医薬品を使用していない者に対する利用促進

電子レセプトシステムを活用し、調剤報酬明細書の内容を確認し、後発医薬品の使用が可能な者のうち、薬局からの説明を受けているにもかかわらず特別の理由がなく後発医薬品を使用していない生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用について説明を行い、利用促進を図る。

### 3 経 費

経費については、都を通じて国と協議中である。

当面は、既定予算で実施するが、既定予算に不足が生じた場合は必要に応じて補正予算を計上する。

### 4 開始予定時期

平成24年8月